

令和7年度 小地域福祉活動推進モデル事業 実施要綱

◆ 目的

小地域福祉活動が住民主体で取り組まれ、また継続した活動となるよう、区民と若狭町社会福祉協議会（以下：本会）が協働で、その集落に合った取り組み方を探りながらモデル指定期間中に新たな活動とその活動基盤（組織）をつくることを目的とする。

◆ 対象

○**集落** 若狭町内の集落自治会（集落・字）を基本単位として指定。

ただし、他集落自治体（集落・字）との合同での指定や過去にモデル指定を受けた集落で、より発展的な事業に取り組む集落の指定も可能。

◆ 指定期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日（3年間）

◆ モデル集落募集・指定・助成金交付

- ① モデル集落の指定を希望する集落は、小地域福祉活動推進モデル事業申請書を提出する
- ② 申請が少ない場合や審査結果によっては二次募集をする場合がある
- ③ 申請書をもとに、共同募金審査委員会にてプレゼンテーション審査を行い、モデル集落を決定後、速やかに集落へ通知する
- ④ モデル集落の指定が決定したあと、振込みにより助成金を交付する

◆ 指定条件

- ① 住民主体で取り組む意思があること
- ② モデル指定期間後も活動基盤を維持し、小地域福祉活動に取り組んでいくこと
- ③ 区内（福祉関係者および実践者・区役員等）で協議し、少なくとも福祉委員、区役員の賛同が得られること
- ④ 定期的な集落懇談会を開催できること
- ⑤ 共同募金運動への参加と協力・広報ができること
- ⑥ 9月（ボランティア月間）にモデル集落としてボランティア活動に取り組むこと

◆ 実践内容

その集落に合った取り組みを住民と一緒に考え、取り組んでいく

（取り組み例）

- ・ 集落内で発生している個別課題・個別支援への取り組み
- ・ 集落内での見守り・支え合い活動
- ・ 安心安全の集落づくり活動（防災・減災活動含む）

- ・ ふれあいサロン活動

◆ 活動の財源

小地域福祉活動に取り組んでいただくために、活動の財源として共同募金の助成金及び社協会費の一部を使用して助成する。

(1) 助成金の金額

単年度ごとに10万円を上限として、3年間助成する

(2) 助成金の使い方

- ① 申請書の目標や現在把握している福祉課題、取り組んでみたい内容をベースに、モデル指定の後、集落の課題等から3年間の活動の目標を定め、助成金の使い方について決める
- ② 所定の報告書にて単年度ごとに報告（清算）する
※ 使い方について制限はないが、3年後に住民主体の活動として何かカタチを残すための取り組みのお金であることを意識して使用する
※ 財源が若狭町民の皆さまよりお預かりした共同募金及び会費であることについて十分理解し、飲食費に偏った使い方や直接活動に関係ない備品の購入は避ける
※ 提出書類は、定められた期限を厳守する
- ③ その他の助成金・補助金との併用について
モデル集落の福祉推進活動に必要な対象経費について、その他の補助金・助成金の併用を妨げない。ただし、活動にかかる経費について、明確なすみ分けをし、同一経費に重複した補助とならないこと。また、その他の補助金・助成金を併用することで発展的な効果が見込まれるものに限る。

◆ 活動報告

年度ごとに、本会が定めた所定の様式を使用して活動状況を報告する。

◆ 広報活動

助成決定を受けた集落は、助成を受けた事業の実施にあたり、赤い羽根共同募金の助成事業である旨を広報（周知）しなければならない。

◆ モデル集落への支援体制

(1) 各モデル集落に担当職員を配置

いつでも活動のバックアップができるよう、各モデル集落に1名ずつ担当職員を配置

(2) 各地域の特性を活かした支援展開

- ① 地域の課題とその解決に向けた取り組みを住民と一緒に考え、取り組む
- ② 社協主導ではなく、住民（地域）の主体性を尊重し集落の強みを活かすことができるよう支援する

支え合う集落づくりに取り組みませんか？

小地域福祉活動推進モデル事業とは？

自分たちの身近な生活の問題を集落の課題として取り上げ、集落の強みを活かしながら自分たちで良くしていこうとする活動を応援するための事業です。

■例えば、集落の中でこんな声を聞きませんか？



モデル事業では、このような問題を集落の特性を活かし、住民が主体となって解決するための仕組みや活動を3年間かけて考えていきます。

モデル指定：3年間

助成金額：単年度ごと上限10万円

自分たちが暮らす集落を自分たちで考え、自分のまちを良くするための活動を実施する協働の地域づくり。モデル集落として取り組んでみませんか？

助成金の使い方

使い方について制限は行いませんが、3年後以降も住民主体の活動として何かカタチを残すための取り組みであることを意識して使用して下さい。

【助成金使用例】

※現在のモデル集落使用内容を参考に作成しています。

活動	内容	活動で支出されるもの
健康教室	外部講師を招いて健康教室を実施する	講師謝金、お茶等
全区民参加のラジオ体操	区民全員を対象にした夏季ラジオ体操を推進する（健康づくり・交流の機会）	景品等
防災福祉マップづくり	関係者が集まり防災・福祉の観点から福祉マップをつくり、災害発生時や平常時の見守り・支援体制を検討する	消耗品、お茶等
高齢者の見守り活動	定期的な見守り、声かけ	消耗品、お茶等
区民対象のレクリエーション	子どもから高齢者まで楽しめるレクリエーションを実施することで交流の機会を増やし、区民のつながりを深める	消耗品、お茶、食材料、備品購入・レンタル等
環境美化活動	植栽や花壇づくり、草刈り等集落内の美化活動	消耗品、お茶等
ウォーキング活動	月一回健康チェック後にウォーキングを行う日を設定してみんなで楽しみながら健康づくりを行う	備品購入、お茶等
福祉だよりの発行	活動内容の発信やアイデアの募集、区内の情報の発信	消耗品等
防災訓練	初期消火や防災グッズについての学習会	消耗品、お茶、講師謝金等
備品購入	集落の課題に合わせて、本事業の趣旨に合う備品の購入	備品購入
推進役員会	課題の把握や事業の企画運営のための会議	消耗品、お茶、研修費等

※他にも集落の課題や特色に合わせて、助成金は自由に使用していただけます。

【助成金使用にあたっての注意】

この助成金の財源が、若狭町のみなさまより集められた共同募金及び会費であることについて十分理解していただき、飲食費に偏った使い方や、直接活動に関係ない備品の購入などは避けてください。

【モデル集落活動の例】 平成21年から32集落に指定中



ニュースポーツで異世代交流



休耕田を活かして異世代交流



防災訓練



全区民対象ラジオ体操



夏休み寺子屋



こども寺子屋防災教室